

文部科学省・文化庁国民保護計画 新旧対照表（平成26年5月9日変更）

変 更	現 行
<p>目次</p> <p>第5節 <u>武力攻撃原子力災害に関する措置</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>武力攻撃原子力災害への対処に関する措置</u> <u>(削る)</u></p>	<p>目次</p> <p>第5節 <u>放射性同位元素等取扱施設等の安全確保等</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>武力攻撃事態等への対処に関する措置</u></p> <p>3 <u>武力攻撃災害の復旧に関する措置</u></p>
<p>第1章 総論</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(4) 所管機関等</p> <p>所管機関（国立教育政策研究所，科学技術・<u>学術</u>政策研究所，日本学士院，日本芸術院），認可法人（公立学校共済組合），特殊法人（日本私立学校振興・共済事業団）及び独立行政法人（国立特別支援教育総合研究所，教員研修センター，大学入試センター，国立女性教育会館，国立科学博物館，国立美術館，国立文化財機構，日本スポーツ振興センター，日本芸術文化振興会，日本学生支援機構，大学評価・学位授与機構，国立大学財務・経営センター，国立青少年教育振興機構）をいう。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(5) 大学病院</p>	<p>第1章 総論</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(4) 所管機関等</p> <p>所管機関（国立教育政策研究所，科学技術政策研究所，日本学士院，日本芸術院，<u>菅平体育研究場</u>），認可法人（公立学校共済組合），特殊法人（日本私立学校振興・共済事業団）及び独立行政法人（国立特別支援教育総合研究所，教員研修センター，大学入試センター，国立女性教育会館，国立科学博物館，国立美術館，国立文化財機構，日本スポーツ振興センター，日本芸術文化振興会，日本学生支援機構，大学評価・学位授与機構，国立大学財務・経営センター，国立青少年教育振興機構）をいう。</p> <p>(5) <u>放射性同位元素等取扱施設</u></p> <p><u>放射性同位元素及びこれによって汚染された物の取扱所（許可届出使用者，届出販売業者，届出賃貸業者，許可廃棄業者及び表示付認証機器使用者に係るものに限る。）をいう。</u></p> <p>(6) <u>大学附属病院</u></p>

<p>国立大学法人の設置する国立大学の附属病院をいう。</p> <p>(6) 所管の関係機関 前各号に定めるものをいう。</p> <p>3 計画の目標</p> <p>(1) 学校等における幼児，児童，生徒，学生（以下「児童生徒等」という。）及び教職員，大学病院における職員及び患者等，社会教育施設等の職員及び利用者並びに研究開発機関等及び所管機関等の職員等の生命，身体の安全を図ること。</p>	<p>国立大学法人の設置する国立大学の附属病院をいう。</p> <p>(7) 所管の関係機関 前各号に定めるものをいう。</p> <p>3 計画の目標</p> <p>(1) 学校等における幼児，児童，生徒，学生（以下「児童生徒等」という。）及び教職員，大学附属病院における職員及び患者等，社会教育施設等の職員及び利用者並びに研究開発機関等及び所管機関等の職員等の生命，身体の安全を図ること。</p>
<p>第2章 国民保護措置の実施体制の確立</p> <p>第1節 組織・体制等の整備</p> <p>2 連絡体制及び参集体制の整備</p> <p>文部科学省及び文化庁は，武力攻撃事態等において，国民保護措置の実施体制を的確かつ迅速に確立するため，関係職員への情報伝達，非常参集等を直ちに行う。</p> <p>連絡体制，非常参集体制については，別に定める。その際，首都圏が被災し，通信が途絶した場合を考慮する。</p> <p>(削る)</p>	<p>第2章 国民保護措置の実施体制の確立</p> <p>第1節 組織・体制等の整備</p> <p>2 連絡体制及び参集体制の整備</p> <p>(1) 文部科学省及び文化庁は，武力攻撃事態等において，国民保護措置の実施体制を的確かつ迅速に確立するため，関係職員への情報伝達，非常参集等を直ちに行う。</p> <p>連絡体制，非常参集体制については，別に定める。その際，首都圏が被災し，通信が途絶した場合を考慮する。</p> <p>(2) <u>水戸原子力事務所は，武力攻撃事態等における水戸原子力事務所と本省との連絡体制及び関係職員の参集体制について，あらかじめ整備しておく。</u></p>
<p>第4章 文部科学省及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項</p> <p>第1節 平素からの備え</p> <p>5 国民保護措置に関する研究活動等の効率化と強化</p>	<p>第4章 文部科学省及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項</p> <p>第1節 平素からの備え</p> <p>5 国民保護措置に関する研究活動等の効率化と強化</p>

(2) N B C 攻撃への対応その他国民保護措置に資する専門的知見や技術シーズをいち早く探しだすため、関連する科学技術情報を広く収集して把握することにより、必要な際に必要な知識を迅速に提供できる知的な基盤（＝知のネットワーク）の構築が進められるよう省内関係部局間の連携を図るとともに、所管の関係機関に対し指導及び助言を行う。また、これを活用して、対策に貢献しうる科学技術情報を関係省庁及び地方公共団体等へ提供することを旨とする。

第2節 武力攻撃等への対処に関する措置

1 情報の収集及び伝達

(2) 警報の通知及び伝達

文部科学省及び文化庁は、対策本部長より警報の通知を受けた場合には、その内容を所管の指定公共機関〔放射線医学総合研究所，日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。また、警報の解除が行われたときも同様とする。

警報を通知又は伝達する所管の関係機関の連絡先，連絡方法等については実施要領で定める。

3 安全の確保に関する措置

(1) 避難措置の指示の通知及び伝達

文部科学省及び文化庁は、対策本部長より避難措置の指示に関する通知を受けたときは、通知の内容を所管の指定公共機関〔放射線医学総合研究所，日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。

(2) N B C 攻撃への対応その他国民保護措置に資する専門的知見や技術シーズをいち早く探しだすため、関連する科学技術情報を広く収集して把握することにより、必要な際に必要な知識を迅速に提供できる知的な基盤（＝知のネットワーク）の構築が進められるよう省内関係部局間の連携を図るとともに、所管の関係機関に対し指導及び助言を行う。また、これを活用して、対策に貢献しうる科学技術情報を関係省庁及び地方公共団体等への提供を旨とする。

第2節 武力攻撃等への対処に関する措置

1 情報の収集及び伝達

(2) 警報の通知及び伝達

文部科学省及び文化庁は、対策本部長より警報の通知を受けた場合には、その内容を所管の指定地方行政機関の長〔水戸原子力事務所長〕及び指定公共機関〔放射線医学総合研究所，日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。また、警報の解除が行われたときも同様とする。

警報を通知又は伝達する所管の関係機関の連絡先，連絡方法等については実施要領で定める。

3 安全の確保に関する措置

(1) 避難措置の指示の通知及び伝達

文部科学省及び文化庁は、対策本部長より避難措置の指示に関する通知を受けたときは、通知の内容を所管の指定地方行政機関の長〔水戸原子力事務所長〕及び指定公共機関〔放射線医学総合研究所，日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、

7 武力攻撃災害発生後における清掃防疫その他の保健衛生

武力攻撃災害発生後における学校等の児童生徒等及び教職員，大学病院の職員及び患者等，社会教育施設等の職員及び利用者並びに研究開発機関等及び所管機関等の職員等の保健衛生に留意し，建物内外の清掃，飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置並びにそれらに必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう，所管の関係機関に対し，指導及び助言を行う。

第4節 医療活動の実施に関する措置

1 平素からの備え

(1) 備蓄

文部科学省は，大学病院に対し，武力攻撃災害が発生した場合に備え，平素からNBC攻撃も想定しつつ，必要な医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるよう促す。また，武力攻撃災害への対処に関する措置等のために必要な特殊な薬品等のうち大学病院において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものを必要に応じて備蓄し，若しくは調達体制を整備し，又はその促進に努めるよう促す。

(2) 訓練

文部科学省は，大学病院に対し，国又は地方公共団体が実施する国民保護措置に関する訓練への参加に努めるよう要請する。

2 武力攻撃事態等への対処に関する措置

(1) 医療の提供

文部科学省は，大学病院に対し，国あるいは地方公共団体の長

所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。

7 武力攻撃災害発生後における清掃防疫その他の保健衛生

武力攻撃災害発生後における学校等の児童生徒等及び教職員，大学附属病院の職員及び患者等，社会教育施設等の職員及び利用者並びに研究開発機関等及び所管機関等の職員等の保健衛生に留意し，建物内外の清掃，飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置並びにそれらに必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう，所管の関係機関に対し，指導及び助言を行う。

第4節 医療活動の実施に関する措置

1 平素からの備え

(1) 備蓄

文部科学省は，大学附属病院に対し，武力攻撃災害が発生した場合に備え，平素からNBC攻撃も想定しつつ，必要な医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるよう促す。また，武力攻撃災害への対処に関する措置等のために必要な特殊な薬品等のうち大学附属病院において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものを必要に応じて備蓄し，若しくは調達体制を整備し，又はその促進に努めるよう促す。

(2) 訓練

文部科学省は，大学附属病院に対し，国又は地方公共団体が実施する国民保護措置に関する訓練への参加に努めるよう要請する。

2 武力攻撃事態等への対処に関する措置

(1) 医療の提供

文部科学省は，大学附属病院に対し，国あるいは地方公共団体

からの依頼に基づいて、救護班（医師，看護師，助産師等で構成する救護班）を編成し，派遣するよう要請するとともに，自らの医療施設等において医療活動を実施するよう要請する。

(3) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

ア. 核攻撃等の場合の医療活動

文部科学省は，対策本部等の要請に基づき，放射線医学総合研究所の派遣する医療従事者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの現地への派遣に協力するとともに，大学病院に対し，医師，看護師，診療放射線技師，薬剤師等の必要な人員の現地医療機関への派遣や，放射線医学総合研究所等で受診した相当程度の汚染・被ばく患者に対する追跡調査等を放射線医学総合研究所が行う場合，これへの協力について要請する。

イ. 生物剤による攻撃の場合の医療活動

文部科学省は，大学病院に対し，使用された病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供，診断及び治療に関する技術的助言を行う専門家の派遣を行うとともに，公的医療機関及び民間医療機関に対し，救急医療派遣チームの現地への派遣を行うよう要請する。

ウ. 化学剤による攻撃の場合の医療活動

文部科学省は，大学病院に対し，救急医療派遣チームの派遣，救護班の編成など，生物剤による攻撃の場合と同様に医療活動を行うよう要請する。

3 武力攻撃災害の復旧に関する措置

文部科学省は，大学病院に対し，安全の確保に配慮した上で，武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに，それぞれの所管する施

の長からの依頼に基づいて，救護班（医師，看護師，助産師等で構成する救護班）を編成し，派遣するよう要請する。また，国及び指定公共機関〔国立病院機構，日本赤十字社〕が実施する医療活動のための医療施設としての役割も担うよう要請する。

(3) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

ア. 核攻撃等の場合の医療活動

文部科学大臣は，大学附属病院及び放射線医学総合研究所に対し，①緊急被ばく医療派遣チームの構成員として医療関係者の現地への派遣，②医師，看護師，診療放射線技師，薬剤師等の必要な人員の現地医療機関への派遣，③現地医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療の実施について要請する。

イ. 生物剤による攻撃の場合の医療活動

文部科学省は，大学附属病院に対し，使用された病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供，診断及び治療に関する技術的助言を行う専門家の派遣を行うとともに，公的医療機関及び民間医療機関に対し，救急医療派遣チームの現地への派遣を行うよう要請する。

ウ. 化学剤による攻撃の場合の医療活動

文部科学省は，大学附属病院に対し，国からの要請に基づいて，救急医療派遣チームの派遣，救護班の編成など，生物剤による攻撃の場合と同様に医療活動を行うよう要請する。

3 武力攻撃災害の復旧に関する措置

文部科学省は，大学附属病院に対し，安全の確保に配慮した上で，武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに，それぞれの所管す

設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び患者の入院環境の確保を最優先に応急の復旧を行うよう要請する。

また、武力攻撃災害が発生した場合に備えあらかじめ備蓄していた必要な医薬品、医療資機材等について、再整備に努めるよう要請する。

第5節 武力攻撃原子力災害に関する措置

1 平素からの備え

(削る)

(1) 連絡体制の整備 (略)

(削る)

(削る)

(2) 教育，訓練

関係省庁マニュアル（内閣官房が関係省庁と協力して策定する

る施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び患者の入院環境の確保を最優先に応急の復旧を行うよう要請する。

また、武力攻撃災害が発生した場合に備えあらかじめ備蓄していた必要な医薬品、医療資機材等について、再整備に努めるよう要請する。

第5節 放射性同位元素等取扱施設等の安全確保等

1 平素からの備え

(1) 放射性同位元素等取扱施設等の安全確保の留意点

放射性同位元素等取扱施設並びに許可届出使用者，届出賃貸業者，届出販売業者，許可廃棄業者，表示付認証機器使用者及びこれらの者から運搬を委託された者が所持する放射性同位元素並びにこれによって汚染された物（以下この節において「放射性同位元素等取扱施設等」という。）について，その特性に応じた安全確保の留意点を定める。

(2) 連絡体制の整備 (略)

(3) 専門家等の動員体制の整備

放射線防護等に関する専門家，緊急モニタリング要員及び緊急被ばく医療派遣チーム並びに必要な資機材について，放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構とともに，その組織及び動員体制の整備，維持に必要な措置を講じる。

(4) 放射線測定器等の整備

放射線測定器等の整備及び緊急時に必要な連絡設備等の適切な整備に努める。

(5) 教育，訓練

関係省庁マニュアル（内閣官房が関係省庁と協力して策定する

武力攻撃原子力災害に際しての関係省庁との連絡方法，初期動作等を定めたマニュアルをいう。以下同じ。)の整備に協力する。さらに，必要に応じて応急活動のための危機管理マニュアルを作成し，職員に周知する。

また，国，地方公共団体，原子力事業者等が共同して又はそれぞれが行う国民保護措置に関する訓練に参画する。

(3) 緊急被ばく医療体制の構築への支援

放射線医学総合研究所及び国立大学法人広島大学と相互に連携し，緊急被ばく医療体制の構築を支援する。

2 武力攻撃原子力災害への対処に関する措置

(削る)

武力攻撃原子力災害に際しての関係省庁との連絡方法，初期動作等を定めたマニュアルをいう。以下同じ。)の整備に協力する。さらに，応急活動のための危機管理マニュアルを作成し，職員に周知する。

また，国，地方公共団体，原子力事業者等が共同して又はそれぞれが行う国民保護措置に関する訓練に参画する。

(6) 三次被ばく医療体制の構築

放射線医学総合研究所及び国立大学法人広島大学と相互に連携し，三次被ばく医療体制の構築に努める。

2 武力攻撃事態等への対処に関する措置

(1) 放射性同位元素等取扱施設等に係る武力攻撃災害の発生・拡大の防止

ア. 安全確保措置の要請

武力攻撃事態等において，危険が切迫している場合や，緊急に広域的な対処が必要となる場合は，速やかに，警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて，放射性同位元素等取扱施設等の管理者に対し，安全確保措置を講ずるよう要請する。

イ. 被害の拡大防止のための措置

放射性同位元素等取扱施設等に係る武力攻撃災害が発生したときは，施設等の管理者に対する指導，助言，職員・専門家の派遣，関係機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

ウ. 施設等の使用停止命令等

放射性物質等の空気中への飛散又は周辺地域への流出を防止するため，緊急の必要があり，放射性同位元素等取扱施設等の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置の実施が必要

(1) 武力攻撃原子力災害時の職員の派遣等

対策本部又は関係地方公共団体等の要請に基づき、対策本部、武力攻撃事態等現地対策本部及び武力攻撃原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣を行うとともに、放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構などの関係機関等の専門家の現地への派遣に協力を行う。

(2) 緊急被ばく医療

必要に応じ、放射線医学総合研究所の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの現地への派遣に協力する。同チームは都道府県の国民保護対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について、現地医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行う。また、大学病院に対しても、同チームと同様の活動を行うよう要請する。

(削る)

と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に講ずる。

(2) 武力攻撃原子力災害への対処

ア. 武力攻撃原子力災害時等の連絡等

原子力事業者等から国民保護法第105条第1項又は第3項に基づく通報を受けた旨又は同条第1項に規定する事実があると認められる旨の連絡を対策本部等から受けたときは、直ちに、その旨を関係指定公共機関に通知する。また、放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構等の協力を得て、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、地方公共団体の行う緊急時モニタリング活動を支援する。

さらに対策本部又は関係地方公共団体等の要請に基づき、職員及び専門家の現地への派遣、対策本部、武力攻撃事態等現地対策本部及び武力攻撃原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣を行う。

イ. 緊急被ばく医療

必要に応じ、放射線医学総合研究所及び大学附属病院の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣する。同チームは都道府県の国民保護対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について、現地医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行う。

3 武力攻撃災害の復旧に関する措置

武力攻撃原子力災害が発生した担当施設の周辺地域の居住者等に

	<p><u>対する心身の健康に関する相談に応じるための体制の整備について、都道府県に協力する。</u></p>
<p>第5章 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項 2 緊急対処保護措置の実施等 緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、本計画第2章から第4章までの定めに基づいて適宜行う。 この場合において、国民保護法第45条第1項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、指定公共機関〔放射線医学総合研究所，日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。また、警報の解除が行われたときも同様とする。</p>	<p>第5章 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項 2 緊急対処保護措置の実施等 緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、本計画第2章から第4章までの定めに基づいて適宜行う。 この場合において、国民保護法第45条第1項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、<u>指定地方行政機関の長〔水戸原子力事務所長〕</u>及び指定公共機関〔放射線医学総合研究所，日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。また、警報の解除が行われたときも同様とする。</p>
<p>別表 生活関連等施設の安全確保の留意点の対象となる生物剤及び毒素 2 家畜に病原性を有する生物剤 牛疫ウイルス，牛肺疫菌，口蹄疫ウイルス，<u>アフリカ馬疫ウイルス</u>，<u>小反芻獣疫ウイルス</u>，<u>豚コレラウイルス</u>，<u>アフリカ豚コレラウイルス</u>，<u>高病原性鳥インフルエンザウイルス</u>，<u>低病原性鳥インフルエンザウイルス</u></p>	<p>別表 生活関連等施設の安全確保の留意点の対象となる生物剤及び毒素 2 家畜に病原性を有する生物剤 牛疫ウイルス，牛肺疫菌，口蹄疫ウイルス，アフリカ豚コレラウイルス</p>